

## 愛知県商店街振興組合連合会イメージキャラクター「あしたん」のロボットを活用した商店街PR活動要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、イメージキャラクター「あしたん」のロボット(以下、ロボット)を活用し、愛知県商店街振興組合連合会(以下、愛商連)および会員商店街振興組合等の活性化に資するためイメージアップ及びPR活動に関し必要な事項を定めたものである。

### (対象)

第2条 愛商連の会員たる商店街振興組合等が、企画又は実施する各種イベント等においてロボットを使用し商店街のイメージアップ及びPRをしようとするものを対象とする。

### (申込み)

第3条 愛商連の会員たる商店街振興組合等(以下、申込者)は、商店街PR活動申込書(様式1)に必要事項を記入の上、当該申込書を実施日の10日前までに愛商連に提出しなければならない。

2 同一時期に複数の申込みがあったときは、原則として先着順とする。

### (期間)

第4条 期間は、各種イベント等期間中の1日を単位とし、複数日にまたがる場合は愛商連事務局と相談するものとする。

### (付帯物の受取及び返却方法)

第5条 申込者は、原則として愛商連においてロボットを直接受け取り、直接返却するものとする。

### (マネジメント料)

第6条 各種イベント等1日間につき1万円とし、指定日までに指定口座に振込入金するものとする。なお、指定日までに振込が確認できない場合は、申込みを取り消すことができるものとする。

(申込者の遵守事項)

第7条 申込者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロボットの稼働電源及び延長コード等を確保すること。
- (2) 雨天時にロボットを屋外で使用しないこと(テント等の使用により、雨水が掛らない状態での使用の場合を除く)。
- (3) 落下等による強い衝撃をロボットに与えないこと。
- (4) 火気及び危険物の近辺でロボットを使用しないこと。
- (5) ロボットの破損、汚損及び盗難の予防のため、監督者をつけること。
- (6) 使用に際しては、「あしたんロボット ユーザーガイドー安全にお使いいただくためにー」を遵守すること。
- (7) ロボットを申込書の記載どおりに使用し、受取及び返却日を遵守すること。
- (8) ロボットで事故等があった場合、申込者の責任とすること。

(原状回復)

第8条 ロボットを破損又は汚損又は盗難の場合は、申込者の負担により、補修その他必要な処置を行い、原状に回復しなければならない。修理、修復が困難な状態まで損傷している場合は、愛商連は申込者に対し実費弁償を請求することができる。また、盗難についても、愛商連は申込者に対し実費弁償を請求することができる。

(責任)

第9条 ロボットの使用により、申込者が被った損害又は申込者が第三者に与えた損害に対しては、愛商連は一切の責任を負わない。

(補足)

第10条 この要綱に定めるもののほか、ロボットの取扱いについて必要な事項は、愛商連と申込者との話し合いによって決定するものとする。

(発効期日)

この要綱は、平成23年8月17日より発効する。

様式 1

平成 年 月 日

愛知県商店街振興組合連合会理事長 殿

住所  
申込者 商店街名  
理事長名 印  
電話番号

愛知県商店街振興組合連合会イメージキャラクター「あしたん」のロボット  
を活用した商店街PR活動申込書

愛知県商店街振興組合連合会イメージキャラクター「あしたん」のロボットを  
活用した商店街PR活動要綱の規定により申込をします。

なお、「あしたん」のロボットの使用については、愛知県商店街振興組合連合会  
の指導に従います。

事業名			
事業期間		平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )	
商店街PR活動実施日		平成 年 月 日 ( ) ~ 平成 年 月 日 ( )	
実施場所		会場/ 住所/	
付 帯 物	受取日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	
	返却日時	平成 年 月 日 ( ) 時 分	
※ 1	受取及び返却 責任者連絡先 ※2	氏名	
		電話番号	

注1) 申込者と受取及び返却責任者が異なる場合は、受取及び返却責任者連絡先を記入  
してください。

※1) 付帯物：あしたんロボット

※2) 受取及び返却：愛知県商店街振興組合連合会事務局